

令和7年度
上尾市職員(特定任期付職員)
募集案内
(令和8年4月1日採用予定)

募集職種
弁護士(スクールロイヤー)

【募集職種及び採用予定人数】

募集職種	採用 予定人数	任期 ※
弁護士 (スクールロイヤー)	1人	令和8年4月1日～令和9年3月31日 (1年間)

※採用時期の変更を希望される場合は、業務に支障のない範囲において調整することとします。

※勤務実績等により採用した日から5年度を限度に本人の同意を得て任期を延長できることとします。

【申込受付期間】

郵送：令和7年5月21日(水)～6月20日(金)必着

※必ず簡易書留で送付してください。なお、持参受付は行いません。



「特定任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される職員のこと、特に高度な知識等を有する職として採用するものです。

1 募集職種・採用予定人数・受験資格

募集職種	採用 予定人数	受 験 資 格 ※注1	任 用 期 間
弁護士 (スクールロイヤー)	1人	試験申込時に、弁護士資格を有し、弁護士名簿に登録している者のうち、令和7年4月1日現在で弁護士として2年以上の実務経験がある者。※注2	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで ※注3

注1 次のいずれかに該当する者は受験できません。

1. 日本国籍を有しない者
2. 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者(採用試験申込書の裏面参照)
3. 弁護士法第7条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者(採用試験申込書の裏面参照)
※外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法における「外国弁護士」および「外国法事務弁護士」は、
弁護士として対象になりません。

注2 実務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の実務に従事した場合はいずれか一方のみの実務経験に限りま。 ※合格後、応募資格を満たすことを証明する書類の提出が必要になります。

注3 採用予定は、原則として令和8年4月1日ですが、離職等の事情により同日からの勤務が困難な場合は、相談に応じます。

2 職務内容及び配属先

職 務 内 容	配 属 先
1 職員からの法律問題に関する相談 2 学校等からの法律問題に関する相談 3 指定代理人として訴訟事件、調停等の対応 4 行政不服審査法による審査請求の審理員としての業務 5 債権管理に関する指導及び助言 6 職員向けの法務研修の講師 7 その他、コンプライアンスの推進や市への不当要求行為等のトラブル予防など、弁護士としての知識と経験が活かされる業務	上尾市教育委員会事務局

3 主な日程・試験会場・合格発表

試験等	試験種目・日時会場等	合 格 発 表
第1次試験	書類選考(提出書類による選考) ※申込書類に基づき、職務遂行に必要な経歴等について審査します。	合否に関わらず受験者に文書で通知します。 (6月下旬予定)
第2次試験	人物試験(個人面接) 【日 時】令和7年7月2日 予定 【試験会場】上尾市役所 ※面接時間・場所等の詳細については、通知時にお知らせします。	合格者には文書で通知します。 (7月上旬予定)
健康診断	人物試験に合格した方については、医学的検査を行います。 令和7年7月下旬(予定)	
事前説明会	令和8年2月(予定)	

※ 試験の合否については、上尾市ホームページへの受験番号の掲載およびメール等で通知(合格者のみ)します。

※ 合否についての照会には一切応じられません。

※ 都合により試験内容が追加・変更になることもありますので、ご了承ください。

※ 健康診断の結果において「勤務に支障がある」場合などは、最終合格とならないことがあります。

4 申込手続及び受付期間

提出書類 ※注1	① 採用試験申込書 ② 職務経歴書 ③ 自己紹介書 ④ 顔写真1枚 写真は採用試験申込書の指定欄に貼り付けること。最近6ヵ月以内に撮影した上半身脱帽正面向きのもの(縦4㌘×横3㌘・白黒可)。 ⑤ 弁護士登録証明書の写し(A4 サイズに拡大又は縮小すること)		
	申込方法 ※注2	郵 送 先	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市総務部職員課 人事給与担当
受 付 期 間		令和7年5月21日(水) ~ 6月20日(金) 必着	
郵 送 方 法		申込封筒の表面に「採用試験申込書在中」と明記し、必ず簡易書留で郵送してください。	

注1 提出書類に不備がある場合、受付はできません。また、受付後の提出書類は一切返却しません。

なお、①～③は当市指定の様式となります。(市ホームページからダウンロードできます。)

注2 申込方法は郵送のみとなり、持参での受付は行いません。

5 その他注意事項等

- (1) 受験資格の有無、提出書類の記載事項に不正があった場合、最終合格発表後採用日までに弁護士資格を喪失した場合又は弁護士名簿から登録を抹消された場合など弁護士法第7条の規定に該当することとなった場合や地方公務員法第16条に該当することとなった場合には、合格を取り消すことがあります。
- (2) 申込受付後は受験の有無にかかわらず、応募書類はお返ししませんのでご了承ください。
- (3) 申込書の記載事項に不備のある場合には、受付できないためお返す場合があります。このために生じた申込の遅延等又は郵送事故については、一切の責任を負いかねますので、申込手続きには十分注意してください。(受付期限後の受付はいたしません。)
- (4) 採用内定後、職務経歴確認のため、在職証明書の提出をお願いすることがあります。
- (5) 採用決定者については、採用決定後に略歴等を公表することがあります。

6 勤務条件等について

(1) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間になります。ただし、採用時期の変更を希望される場合は、業務に支障のない範囲において調整することとします。

※勤務実績等により採用した日から5年度を限度に本人の同意を得て任期を延長できることとします。

(2) 役職・給与

役職	号給	給料月額	地域手当	合計額
副参事(次長)級	4号給	555,000円	44,400円	599,400円

※ 本職は、特定任期付職員としての採用になります。

※ 給料、地域手当以外に、通勤手当、期末勤勉手当、退職手当が支給されます。

※ 昇給はなく、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、休日勤務手当や夜間勤務手当の支給はありません。

※ 表中の地域手当の額は令和8年4月1日時点のものです。

(3) 勤務時間及び休暇制度

1. 勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までです。
2. 休日は、原則として、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日～翌1月3日です。
3. 休暇は、年間最大20日の年次有給休暇、結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇及び疾病や負傷等の場合に与えられる病気休暇等があります。

(4) 服務について

任用期間中は、地方公務員法の規定により公務に専念することとなり、営利企業等の従事制限など地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

※任期中は、営利企業等への従事(弁護士活動を含む。)は認められませんので、採用期日までに現在行っている弁護士業務については原則として停止していただき、退職、役員退任等の手続きを終える必要があります。(弁護士登録を抹消する必要はありません。)

(5) 採用後について

採用後、6か月間は条件付採用期間(試用期間)となり、その期間良好な成績で勤務した場合は正式採用になります。

(6) 福利厚生について

市町村職員共済組合員として、全国の公務員共済施設等を利用できるほか、テーマパーク等の割引、物品購入や住宅取得の貸付制度等があります。

【上尾市の採用情報】

採用情報ページ <https://www.city.ageo.lg.jp/page/376266.html>

【この試験についてのお問い合わせ先】

上尾市役所総務部職員課 人事給与担当

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 電話(048)775-5112(直通)

